

岩手県告示第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
ビューローベリタスジャパン 株式会社	事務所の所在地	神奈川県横浜市中区山下 町1番地	神奈川県横浜市中区山下 町22番地	平成29年8月1日